

平成28年度 第11回教育委員会 会議録

1. 開催日 平成29年2月8日（水）
2. 会場 文化創造センター 会議室
3. 開会及び閉会時刻 開会14時45分 閉会15時55分
4. 出席委員 上松教育長、加藤委員、水崎委員、山口委員、濱本委員
5. 議場への出席者 高桑教育次長（説明員）、岸梅指導参事（説明員）
安田主査（記録者）

議事の概要

- 教育長 それでは、ただ今から、平成28年度第11回の教育委員会を開催します。
会議録署名委員は水崎委員を指名し、会期は今日1日でよろしいですか。
- 全委員 はい。
- 教育長 それでは、議案第1号中札内交流の杜設置条例の一部を改正する条例の制定について及び、関連がありますので、議案第2号中札内交流の杜設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明願います。
- 教育次長 （資料1及び資料2にて説明。）以前、公共施設の利用料金制度について話題提起させていただきました。まず、資料1の条例改正についてですが、現在、施設使用料は、共通利用券によって支払いいただいています。地方自治法上、指定管理者の収入として収受することが可能になっていまして、議会や監査からも意見をいただいていますので、平成29年4月から施設使用料を指定管理者の収入とするために改正するものです。なお、利用料金については、条例で定める金額を上限として、指定管理者が定めることとなります。
- 教育長 次に、資料2の規則の改正についてですが、施設使用料の納付を現金のみとするため、公共施設共通利用券の文言を削除しています。利用券による収入になりますと、年度末の見込みが難しく委託料の精算等に影響するため、現金のみの取り扱いとさせていただきました。なお、施設利用者の方で、すでに購入済みの共通利用券をお持ちの方につきましては、教育委員会で買い取りし、不利益が生じないように対応をしたいと考えています。
- 山口委員 何か質問はありませんか。
- 教育次長 広告を含めて指定管理者の収入になるのでしょうか。
- 加藤委員 無償のものは教育委員会で、それ以外のものについては指定管理者になります。
- 教育次長 年間の使用料はどのくらいでしょうか。
- 加藤委員 平成23年度から27年度の5年間の内、最も高い年と低い年を除く3年間の平均で積算していきまして、約70万円になります。
- 教育次長 使用料が指定管理者の収入になることで、修繕費などの負担割合はどのようになりますか。
- 加藤委員 従来どおりとし、1万円以下の小破修繕は指定管理者の負担となります。
- 教育次長 施設使用料収入の70万円は、委託料から差し引くことになりますので、70万円以上の収入があれば、指定管理者の儲けということになります。
- 加藤委員 それであれば意義はありません。
- 教育次長 今回、利用料金制度に移行する施設は、交流の杜のみですが、他の指定管理者が管理する施設については、村民体育館は、委託先が営利を目的としていないことや、利用者が固定されていて利用増が見込めないことなどの

理由で、上札内交流館につきましても、地域のコミセン的な役割が主であり、利用者の増が見込めないことや、委託先が地域の任意団体で非営利団体であるため、利用料金制度がなじまないことが理由です。

教 育 長
全 委 員
教 育 長
全 委 員
教 育 長
全 委 員
教 育 長

他に何か質問はありませんか。

ありません。

議案第 1 号について、決定してもよろしいですか。

はい。

次に、議案第 2 号について、決定してもよろしいですか。

はい。

次に、議案第 3 号中札内村水泳プール設置条例の全部を改正する条例について及び、関連がありますので、議案第 4 号中札内村水泳プール設置条例施行規則の全部を改正する規則について説明願います。

教育次長

（資料 3 及び資料 4 にて説明。）既存のプールを廃止し、新規にプールを設置することに伴い、条例及び規則を全部改正するものです。はじめに条例についてですが、第 1 条に目的、第 3 条に管理運営、第 4 条に使用の許可、第 10 条に使用者の義務、第 12 条に職員の立入り、第 13 条に損害賠償となっており、従来の条例になかったものを加えています。なお、使用料につきましても、施設が新しくなっても値上げせずに据え置きとしています。

次に、規則についてですが、主に、第 8 条の使用の制限、第 9 条の利用者及び入館者の遵守事項をより細かく明記しました。

教 育 長
加藤委員

何か質問はありませんか。

第 8 条関係で外国人の利用があった場合で、タトゥーなど海外の文化として認められているものの対応についてはどのように考えていますか。

教育次長

他のプールの例で、テープで隠すなどして許可する方法もありますが、詳細は決めていません。原則としてお断りすることになると思います。

加藤委員
教育次長

ネックレス等貴金属類の注意についてもお願いしたいと思います。

条例や規則ではありませんが、プール内に掲示する利用上の注意事項に明記しています。

加藤委員
教育次長

子ども用プールの水深はもっと浅い部分が必要ではないでしょうか。

保育園児を想定して、標準的な深さにしています。一般の利用の場合は、保護者同伴が条件となっていますので問題ないと思います。

教 育 長
全 委 員

他に何か質問はありませんか。

ありません。

教 育 長
全 委 員
教 育 長
全 委 員
教 育 長
全 委 員
教 育 長

議案第 3 号について、決定してもよろしいですか。

はい。

次に、議案第 4 号について、決定してもよろしいですか。

はい。

次に、議案第 5 号平成 29 年度特別支援学級への就学について説明願います。

教育次長

（資料 5 にて説明。）昨日、教育支援委員会を開催し、就学先について判断いただきました。11 月の案件とは別に、保留になっていました 2 件と新規 1 件について審議いただきました。

教 育 長
全 委 員
教 育 長
全 委 員
教 育 長

何か質問はありませんか。

ありません。

議案第 5 号について、決定してもよろしいですか。

はい。（個人情報保護のため、資料は回収し廃棄処分とする）

次に、議案第 6 号中札内村スポーツ振興奨励事業補助金について説明願います。

ます。
教育次長 （資料6にて説明。）中札内山岳会から日高山脈スライドトーク会の開催について補助申請がありました。山岳写真家であります志水哲也氏を講師に招いて、改善センターを会場に30名の入場を見込んでいます。総事業費5万2千円の内、4万円の補助申請です。
教 育 長 何か質問はありませんか。
全 委 員 ありません。
教 育 長 議案第6号について、決定してもよろしいですか。
全 委 員 はい。
教 育 長 全体を通して何かありませんか。
全 委 員 ありません。
教 育 長 以上で、第11回教育委員会会議を閉会します。

平成29年2月8日

教 育 長 上松 文夫
署名委員 水崎 清和
記 録 者 安田 紀章